

○三条地域水道用水供給企業団一般任用職員に関する規則

令和 3年 4月 1日
規則 第 1 号

（趣旨）

第1条 この規則は、三条地域水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用等、勤務時間、休暇等及び給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則の準用）

第2条 企業団の会計年度任用職員の任用等、勤務時間、休暇等及び給与に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、三条市一般任用職員に関する規則（令和2年三条市規則第5号。次項において「規則」という。）を準用する。

2 前項の場合において、規則中「市長」とあるのは「企業長」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（三条地域水道用水供給企業団臨時職員に関する規則の廃止）

2 三条地域水道用水供給企業団臨時職員に関する規則（昭和54年規則第1号）は、廃止する。